

新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会の運営について

傍聴にあたってのお願い

(主 旨)

新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会の議事を円滑に進めるために、傍聴にあたってのお願いを定めるものです。

(傍 聴)

1. 会議を傍聴される方は、会議場に入室する前に、受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴者席を準備いたしますが、会場の都合により満席の場合は、入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会議の筆記、録音等の記録は原則可とします。
傍聴者は、下記(傍聴)第4項を遵守していただきます。
4. 傍聴者は、会議場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退場していただく場合があります。

会議における委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。

会議に対し意見等がある場合は、事務局にお申し出下さい。所定の用紙により意見を述べることができます。いただいたご意見は、各委員へ参考資料として配付させていただきます。

私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。

審議中の立ち歩きや会場の出入りは、極力遠慮願います。

携帯電話の使用は、遠慮願います。

その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。

5. 非公開の決議がなされた時、または委員長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
6. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。